

令和7年5月9日

固定資産税納税通知書の誤送付について

令和7年5月1日付けで発送した「令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書」について、納税義務者の以前の住所に送付された事案が判明しましたので公表いたします。

1. 発送件数

| | |
|------------|---------|
| (1) 五所川原管内 | 15,675件 |
| (2) 金木管内 | 3,235件 |
| (3) 市浦管内 | 817件 |
| (4) 市外 | 3,957件 |

総数 23,684件 うち138件が誤送付。

2. 発送日

令和7年5月1日

3. 誤発送となった原因

地方公共団体情報システムの標準化の際に、委託業者が固定資産の共有代表者のデータ移行処理を誤ったことによる。

4. 今後について

対象者に、納税通知書の住所を修正したうえで再送付し、納税通知書を回収する。

委託業者と情報共有を図り、システムの適正な運用と再発防止に努める。

連絡先：五所川原市財政部税務課

〒037-8686 五所川原市字布屋町4-1番地1

電話 0173-35-2111 内線 (2250)